○総務省告示第一〇三号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十三条の規定に基づき、受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準

（一般会計等負担見込額の算定の基準）

第一条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下この条及び次条において「規則」という。）第十三条各号列記以外の部分に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる受益権を有する信託の区分に応じ、当該各号に定める額であることとする。

一　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）による改正前の信託法（大正十一年法律第六十二号）に基づく信託　規則第十三条の規定により算定した額。ただし、信託

行為に別段の定めがある場合には、当該額に、当該別段の定めに定めるところに従い調整を行って得た額

二　信託法（平成十八年法律第百八号。以下この号において「新信託法」という。）に基づく信託　零。ただし、新信託法第四十八条第五項の合意がある場合には、規則第十三条の規定により算定した額に、当該合意の内容に従い調整を行って得た額

2　前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の末時点において、当該信託の目的である建物の建設若しくは土地の造成が完了していないとき又は完了後から三年を経過していないときは、規則第十三条の規定により算定した額を零とすることができる。ただし、信託財産の状況等から判断して当該額を零とすることが不適当である場合は、この限りでない。

（資産の評価額の基準）

第二条　規則第十三条第三号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号のいずれかの額であることとする。

一　当該年度の前年度における不動産鑑定士による鑑定評価により得た価額又は当該年度前三年度内の不

動産鑑定士による最後の鑑定評価により得た価額に合理的な調整を行って算定した額

ニ　次の算式により算定した額

算式

Ａ÷Ｂ

算式の符号

Ａ　当該年度前３か年度（ただし、災害その他やむを得ない事情により収益が著しく減少し、又は費用が著しく増加した年度がある場合は、当該年度を除くことができる。）の信託利益金の額（損益計算書その他の信託財産の状況を明らかにする書類における期中の収益の合計額から期中の費用の合計額を控除した額又は期中の利益の合計額から期中の損失の合計額を控除した額をいう。）の平均額

Ｂ　当該信託に係る資産の還元利回り（最も一般的と認められる投資の利回りを標準とし、その対象となる資産及び当該信託に係る資産の投資対象としての流動性、管理の難易、資産としての安全度等を相互に比較考量して当該地方公共団体が定める値をいう。）

三　前二号の算定方法により難い特別の事情がある場合におけるその他の資産の評価手法として合理的と認められるものにより算定した額